

将来にわたり持続可能な農業の実現を求める意見書

世界的な人口増加等に伴う食料需要の拡大による調達競争の激化、気象変動や多発する自然災害、ウクライナ侵攻などに加え、長引く円安の影響により、輸入する食品原材料や生産資材の価格が高騰している。

また、食料供給を担う国内農業においても、昨今の気象変動による生産への影響が大きく、猛暑などによる農作物の品質低下・収量減が見られる。

このような状況から、今後、食料の安定供給の確保が難しくなる恐れがあり、過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換と国内の生産力強化を図る政策が求められている。

こうした中、食料安全保障の抜本的な強化などの観点から、食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案が第213回常会に提出されているが、農業を取り巻く環境は厳しく、担い手不足の解消、優良農地の確保、生産コストの適正な価格転嫁など、食料自給率向上への課題は多い。

また、同じく提出された、食料供給困難事態対策法案では、不測時における食料の安定供給のための措置において、販売調整・生産拡大などに係る計画の届出指示への違反や立入検査の拒否に対する罰則を設けることとされているが、生産者の自由を奪う可能性も考えられ、慎重な対応が必要である。

以上のことから、将来にわたり持続可能な農業の実現、生産現場の意見に寄り添った農政の確立に向け、次のとおり要望する。

記

- 1 食料・農業・農村基本法の改正にあたり、農業基盤の整備、官民一体での備蓄制度の構築、海外への食料援助を含む輸出体制の強化などにより、輸入に依存せず、国内の食料自給率向上を図ることを基本とし、食料安全保障の強化に向けた農業予算を拡充すること。
また、食料・農業・農村基本計画において設定されている食料自給率目標等について、達成状況調査及び公表のみを行うのではなく、未達成品目の生産強化に向けた具体的な施策と予算措置を図ること。
- 2 経費高騰に伴う農畜産物の適正な価格形成が可能な環境の整備に向け、消費者への理解醸成を図るとともに、物価高騰に対応した新たな所得政策を講ずること。
- 3 不測時における食料の安定供給の確保のための措置として、生産者等への罰則を設けるのではなく、国が責任をもって需給調整に参加することを明確化し、生産の自由を奪うことのないよう慎重な対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月26日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、
経済産業大臣 あて